



平成 30 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 HOYA株式会社
代表者名 代表執行役CEO 鈴木 洋
(コード番号 7741 東証第一部)
問 合 せ 先 コーポレート企画室
I R 担 当 TEL03-6911-4825
広 報 担 当 TEL03-6911-4824

国税不服審判所からの裁決書の受領について

当社は、本日、国税不服審判所より、移転価格税制に基づく更正処分を受けて行っていた審査請求に対する裁決書を受領しましたので、お知らせいたします。

当社は、平成 25 年 6 月、東京国税局より、平成 19 年 3 月期から平成 23 年 3 月期までの 5 事業年度における当社の海外関係会社と当社との取引に関し、移転価格税制に基づく更正処分を受けました。当社は、この更正処分に従い約 85 億円を納税するとともに、この処分の取り消しを求め、平成 25 年 8 月、国税不服審判所に対して審査請求書を提出し、手続きを進めてまいりました。

今般、同審判所より、処分の一部を取り消す旨の裁決書を受領いたしました。これにより法人税及び地方税額等約 5 億円の還付が見込まれます。

今回の裁決のうち処分の取り消しが認められなかった部分につきましては、当社の主張と相違があるため、速やかに、法令に則り、すべての処分の取り消しを求めてまいります。

なお、本件が当期連結業績へ与える影響は軽微です。

以 上